

かすみがうら市宅地化促進奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、居住誘導区域等の宅地化を促進することで市街地の低密度化及び地域経済の衰退を防ぐことを目的として、現況が非宅地である土地を宅地化する者に対し、予算の範囲内で奨励金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 非宅地 第7条に規定する申請を行う日の属する年度の課税地目が宅地以外の土地であつて、かつ、建築物の敷地、資材置場、駐車場その他これらに類する用途として現に利用されていない土地をいう。
- (2) 居住誘導区域 かすみがうら市立地適正化計画に定める居住誘導区域をいう。
- (3) 区域指定 かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例（平成26年かすみがうら市条例第26号）により指定された区域をいう。
- (4) 戸建て住宅 1棟の建築物が独立した一の住宅（2世帯住宅を含む。）であつて、当該建築物の延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものをいう。
- (5) 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号）に定める開発行為をいう。

(対象区域)

第3条 宅地化促進奨励金（以下「奨励金」という。）の交付の対象となる区域（以下「対象区域」という。）は、次の各号に掲げる区域とする。

- (1) 居住誘導区域

(2) 区域指定のうち、その区域の全てが神立駅を中心として半径2キロメートルの範囲内にある区域

(対象事業)

第4条 奨励金の交付の対象となる事業は、対象区域の非宅地を戸建て住宅の用に供することを目的として宅地にするために行われる開発行為であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 住宅用地の区画数が5以上であること。

(2) 1区画当たりの敷地面積が、前条第1号に掲げる区域にあつては200平方メートル以上、同条第2号に掲げる区域にあつては300平方メートル以上であること。

(3) 前条第1号に掲げる区域にあつては、平均敷地面積（宅地面積の合計を区画数で除したもの）が230平方メートル以上であること。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の交付の額は、1区画当たり100万円とする。ただし、一の開発行為につき1,000万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、時期を異にして複数の開発行為が行われる場合であっても、主体の同一性、物理的一体性及び計画的の一貫性を総合的に参酌し、当該複数の開発行為が同一の者又は実質的に同一の利害関係を有する者により行われ、かつ、当該開発行為が一連の事業計画によるものと市長が認めるときは、一の事業とみなして同項ただし書の規定を適用する。

(申請者)

第6条 奨励金の交付の申請をすることができる者は、事業の対象となる土地について、開発行為の許可を受けた者とする。

(交付申請等)

第7条 奨励金の交付を受けようとする者は、奨励金の交付の申請の受付を開始した日以後に行われた開発許可申請に係る許可を受けた日から起算して1

0 日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、宅地化促進奨励金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類（開発許可申請に添付した書類の写し可）を添えて市長に提出しなければならない。

- （１） 位置図
- （２） 案内図
- （３） 地積測量図
- （４） 土地利用計画図
- （５） 工程表
- （６） その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があった場合において、奨励金を交付することが適当であると認めるときは宅地化促進奨励金交付決定通知書（様式第 2 号）により、交付することが適当ではないと認めるときは宅地化促進奨励金不交付決定通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による申請に係る奨励金の総額が予算の額を超えるときは、開発許可番号の順により、前項の交付の決定を行うものとする。この場合において、同一の日に関係許可を受けた者が複数あるときは、開発許可申請の受付番号の順により、同項の交付の決定を行うものとする。

4 次に掲げる者は、この告示による申請をすることができない。

- （１） 市税等（申請者が法人にあっては当該法人の市税、個人にあっては当該個人の市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料をいう。）を滞納している者
- （２） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。）又はこれらと密接な関係を有する者
（事業計画の変更承認）

第8条 前条第2項の規定による交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、宅地化促進奨励金計画変更承認申請書（様式第4号）に変更の内容が分かる書類を添えて提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- （1） 開発行為の完了見込み時期
- （2） 宅地面積の合計
- （3） 区画数（分譲する宅地の数）
- （4） 最小の区画の敷地面積
- （5） 平均敷地面積（宅地面積の合計を区画数で除したもの）
- （6） 奨励金交付申請額

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは宅地化促進奨励金計画変更承認決定通知書（様式第5号）により、不承認としたときは宅地化促進奨励金計画変更不承認決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（事業計画の中止）

第9条 交付対象者は、第7条第2項の規定による交付決定を受けた日以後において事業計画を中止し、又は廃止しようとするときは、遅滞なく宅地化促進奨励金計画中止（廃止）届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告及び交付請求）

第10条 交付対象者は、第7条の申請に係る開発行為の完了検査済証の交付を受けたときは、速やかに実績の報告及び奨励金の請求を行わなければならない。

2 前項の請求は、交付決定の日が属する年度の翌年度の末日までに、宅地化促進奨励金実績報告書兼奨励金請求書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。

- （1） 開発行為完了検査済証の写し
- （2） 公図（工事完了届出書に添付した図面）

- (3) 確定測量図（工事完了届出書に添付した図面）
 - (4) 現況写真
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 3 交付対象者は、交付決定の日の属する年度の翌年度の末日までに奨励金の請求を行わないときは、この告示による奨励金の交付を受けることができない。

（額の確定及び奨励金の交付）

第11条 市長は、前条第2項に規定する書類の提出を受けたときは、内容を精査するとともに現地の確認を行うものとする。

- 2 市長は、前項の精査及び現地の確認の結果が申請の内容に適合すると認めるときは、宅地化促進奨励金交付額確定通知書兼振込通知書（様式第8号）により交付対象者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、交付対象者に係る当該申請の開発行為が交付決定の日が属する年度の翌年度の末日までに完了しないときは、交付決定を取り消すものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、速やかに宅地化促進奨励金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

第13条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨励金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 開発行為が適法になされなかったとき。
- (4) その他市長が不適当と認めたとき。

（交付した奨励金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、既

に奨励金が交付されているときは、奨励金の交付を受けた者に対し、期限を定めて当該奨励金の返還を命じるものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年9月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第7条第2項の規定による交付決定を受けた者に係る申請及びこれに係る一連の規定については、同日後もなおその効力を有する。

年 月 日

（あて先） かすみがうら市長

（申請者） 住所又は所在地
氏名又は名称 代表者
（法人にあっては商号及び代表者氏名）
連絡先

かすみがうら市宅地化促進奨励金交付申請書

奨励金の交付を受けたいので、かすみがうら市宅地化促進奨励金交付要綱第 7 条の規定により次のとおり申請します。

1	開発許可番号	
2	開発行為を行う土地の地番	
3	開発を行う土地の区分	居住誘導区域 区域指定（ ）
4	開発行為の完了見込み時期	年 月
5	宅地面積の合計	平方メートル
6	区画数（分譲する宅地の数）	区画
7	最小の区画の敷地面積	平方メートル
8	平均敷地面積（宅地面積計÷区画数）	平方メートル
9	奨励金交付申請額	円

※宅地面積の合計には、ゴミ集積所、公園・緑地、道路等の宅地以外の面積は含まない。

同意欄

- かすみがうら市宅地化促進奨励金の交付に係る審査のため、必要な事項及び内容について、関係部署及び関係機関に照会し、及び調査すること。
- 当該申請書の提出日の属する年度の翌年度末日までに当該申請に係る開発行為が完了しないときは、宅地化促進奨励金の交付を受けられないこと。
- 事業計画の変更がある場合において、その変更が宅地化促進奨励金の交付要件を満たさないこととなったときは、宅地化促進奨励金の交付を受けられないこと。

年 月 日

署名又は記名押印

様式第 2 号（第 7 条関係）

番 号
年 月 日

様

かすみがうら市長

宅地化促進奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった宅地化促進奨励金について、次のとおり交付を決定したのでかすみがうら市宅地化促進奨励金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

交付対象事業の内容

1	開発許可番号	
2	開発行為を行う土地の地番	
3	開発を行う土地の区分	居住誘導区域 区域指定（ ）
4	開発行為の完了見込み時期	年 月
5	宅地面積の合計	平方メートル
6	区画数（分譲する宅地の数）	区画
7	最小の区画の敷地面積	平方メートル
8	平均敷地面積（宅地面積計÷区画数）	平方メートル
9	奨励金交付決定額	円

番 号
年 月 日

様

かすみがうら市長

不交付
宅地化促進奨励金 決定通知書
計画変更不承認

宅地化促進奨励金交付
年 月 日付けで提出された 申請書について
宅地化促進奨励金計画変更承認

次のとおり 交付
承認 しないこととしたので、これを通知します。

不交付又は不承認の理由

年 月 日

（あて先） かすみがうら市長

（申請者） 住所又は所在地
氏名又は名称 代表者
（法人にあつては商号及び代表者氏名）
連絡先

宅地化促進奨励金計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により、交付決定通知を受けた宅地化促進奨励金計画について、次のとおり変更が生じたので、かすみがうら市宅地化促進奨励金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により変更の承認を申請します。

開発許可番号	
--------	--

変更【前】

1	開発行為の完了見込み時期	年 月
2	宅地面積の合計	平方メートル
3	区画数（分譲する宅地の数）	区画
4	最小の区画の敷地面積	平方メートル
5	平均敷地面積（宅地面積計÷区画数）	平方メートル
6	奨励金交付申請額	円

変更【後】

1	開発行為の完了見込み時期	年 月
2	宅地面積の合計	平方メートル
3	区画数（分譲する宅地の数）	区画
4	最小の区画の敷地面積	平方メートル
5	平均敷地面積（宅地面積計÷区画数）	平方メートル
6	奨励金交付申請額	円

変更理由

様式第 5 号（第 8 条関係）

番 号
年 月 日

様

かすみがうら市長

宅地化促進奨励金計画変更承認決定通知書

年 月 日付けで提出された宅地化促進奨励金計画変更承認申請について、次のとおり承認したので通知します。

開発許可番号	
--------	--

承認内容

1 開発行為の完了見込み時期	年 月
2 宅地面積の合計	平方メートル
3 区画数（分譲する宅地の数）	区画
4 最小の区画の敷地面積	平方メートル
5 平均敷地面積（宅地面積計÷区画数）	平方メートル
6 奨励金交付決定額	円

様式第 6 号（第 9 条関係）

年 月 日

（あて先） かすみがうら市長

（申請者） 住所又は所在地

氏名又は名称 代表者
（法人にあっては商号及び代表者氏名）
連絡先

宅地化促進奨励金計画中止（廃止）届

年 月 日付け 第 号により、交付決定通知を受けた宅地化促進奨励金計画について、次のとおり計画を中止（廃止）することとなったので、かすみがうら市宅地化促進奨励金交付要綱第 9 条の規定により届け出ます。

交付決定を受けている内容

1	交付決定日	年 月 日
2	開発許可番号	
3	開発行為を行う土地の地番	
4	開発行為の完了見込み時期	年 月
5	奨励金交付決定額	円

中止（廃止）の理由

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

（申請者兼請求者） 住所又は所在地
氏名又は名称 代表者
（法人にあっては商号及び代表者氏名）
連絡先

宅地化促進奨励金実績報告書兼奨励金請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた事業が完了したので、かすみがうら市宅地化促進奨励金交付要綱第10条の規定により次のとおり関係書類を添えて報告するとともに、奨励金を請求します。

開発許可番号	
--------	--

1 完了年月日	年 月 日
2 交付決定額	円
3 請求額	円

金融機関名		店名	
預金区分	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

添付書類

振込先口座が確認できる書類の写し

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

番 号
年 月 日

様

かすみがうら市長

宅地化促進奨励金交付額確定通知書兼振込通知書

年 月 日付けで、実績報告のあった事業について、次のとおり奨励金の額を確定しましたので、かすみがうら市宅地化促進奨励金交付要綱第 1 1 条の規定により通知します。

奨励金交付確定額	
振込予定日	

様式第 9 号（第 1 2 条関係）

番 号
年 月 日

様

かすみがうら市長

宅地化促進奨励金交付決定取消通知書

年 月 日付けで提出されたかすみがうら市宅地化促進奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）第 7 条の規定による宅地化促進奨励金交付申請書について、年 月日付けで宅地化促進奨励金の交付決定を行っていますが、次の事由により交付決定を取り消しましたので、これを通知します。

取消事由

- ☐ 要綱第 9 条の規定による事業計画中止（廃止）届が提出されたため
- ☐ 要綱第 1 0 条第 3 項に規定する期限までに請求を行わなかったため
- ☐ 要綱第 1 2 条第 1 項に規定する期限までに開発行為が完了しないことが明らかとなった、又は完了しなかったため
- ☐ 要綱第 1 3 条の規定する事由に該当すると認めたため